

(事業名) 保護林等森林資源管理強化対策
(地球環境保全森林管理強化対策の拡充)

1. 趣 旨

京都議定書の目標達成に向け、森林吸収源として算入される「持続可能な態様で森林の管理経営が行われている森林」を確保するために、育成林における森林整備はもとより、天然生林における生物多様性を含めた適切な管理経営を実施することが必要となっている。

このため、生物多様性の保全の観点から、希少動植物種に関する情報を森林GISを活用してデータベース化するとともに、これを活用し、原始的な天然林など貴重な自然環境としての天然林等の保護を図るために設定されている保護林においてモニタリング調査を実施するなど体系的な管理を推進することとする。

また、今後の吸収量報告において、森林の吸収量の算定基礎となる森林情報の品質が問われることから、その精度検定等を行うとともに、平成16～18年度に整備してきた森林GISも含め森林情報の更新を行い、森林情報の品質の確保を図ることとする。

2. 事業内容

(1) 希少動植物種のデータベースの整備

- ① 希少動植物種に関する知見・情報の収集、現地調査
- ② 森林GISを活用した希少種情報の蓄積・情報共有システムの整備

(2) 保護林の体系的かつ定期的なモニタリング調査等の実施

- ① 保護林を対象としたモニタリング調査の実施
- ② モニタリング調査結果の評価及び必要な措置の検討

(3) 森林情報の品質確保

樹高、胸高直径等の精度検定及び森林情報・森林GISの更新

3. 事業実施主体

国有林野事業

4. 繰入率

10/10

5. 平成19年度予算額（前年度当初予算額）

地球環境保全森林管理強化対策	4,391,762千円	(4,556,450千円)
うち、保護林等森林資源管理強化対策	1,227,687千円	(0千円)
うち、事業費	387,851千円	(0千円)

(林野庁経営企画課)

林 野 庁

1 希少動植物種のデータベースの整備

(1) 概要

国有林内に生息・生育する希少種の種名、生態、分布等生息・生育状況について、5年間でデータベースを整備する。

(2) 事業効果

各局における施業実施計画等の策定、現場における事業実施等にあたり、管内に生息・生育する希少動植物種の情報の把握が容易になる。

また、GIS上で希少種の生息・生育地域を確認することができるようになる。

(3) 事業内容 (①、②とも外部委託により実施)

① 林野庁では、データベース全体のフレーム（仕様）の作成及び「基本情報」の入力

② 各局では、地域情報（分布情報及び地域にある文献情報等）の入力

(4) 具体的な実施方法 (② 局発注分)

○ 各局は、これまで各局に蓄積されている希少野生生物に関するデータ（林況調査結果、観察記録結果、各種報告書等）を受託者へ提供。

○ 受託者は、局のほか、県庁、国の地方事務所、地域の野生生物研究者、自然保護団体等から情報を収集・整理。

（例えば、県レッドデータブック、公共事業実施にあたっての環境アセスメント報告書、自然保護活動報告書等）

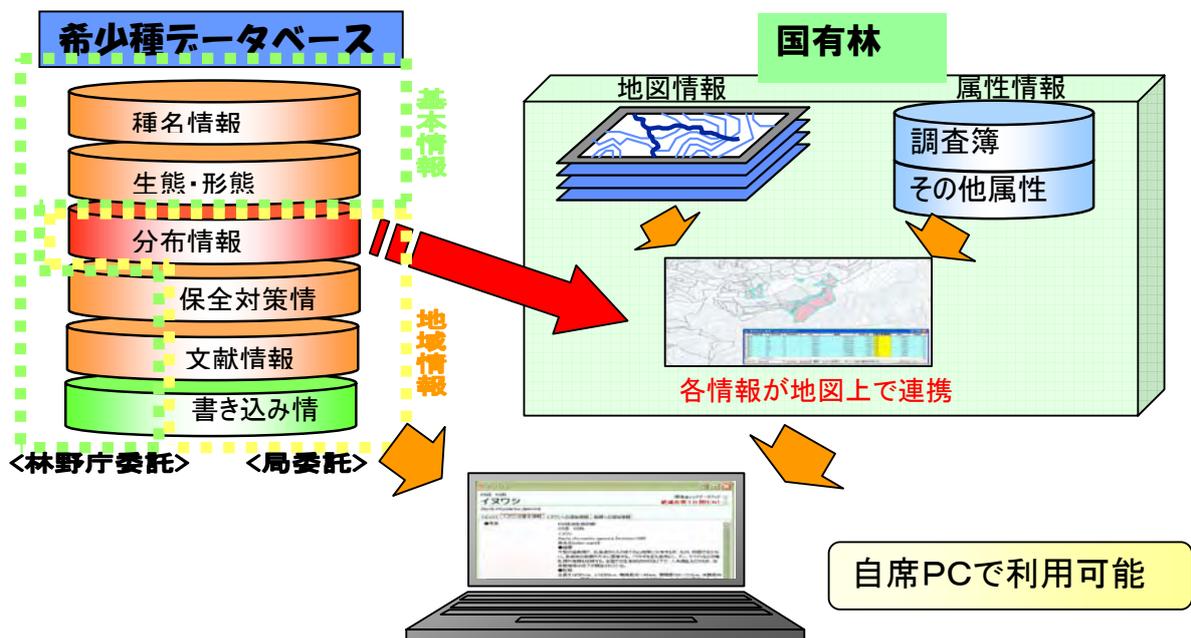
○ 受託者のデータ整理結果に対し、各局は国有林野管理経営上、データベース化するべきデータを選択。

○ 受託者は、局が選択した希少種データを入力する。

(5) 今後のスケジュール

5年間（平成19年度～23年度）で全国有林における希少種情報をデータベース化することから、十分時間をかけながら、局や数署での試行を行い、その結果をシステムの使用やデータ整理に反映させながら、段階的に整備を推進していく。

◇希少種データベースのイメージ



林 野 庁

保護林の体系的かつ定期的なモニタリング調査等の実施について

1 概要

- ① 調査は、次年度樹立予定の計画区域の保護林を対象として、5年間で順次実施するので、年度ごとの調査予定を作成する。
- ② 林野庁が作成した「保護林モニタリング調査マニュアル」に基づき、外部委託し調査を実施する。
- ③ 検討委員会を設置し、保護林モニタリング調査結果を評価する。
- ④ 評価結果を整理し保護林管理に反映する。(例えば、保護林保全緊急対策事業の実施、保護林区域の見直し等を検討)

2 検討委員会

- ① 目的
各局で実施した保護林モニタリング調査の結果について、設定目的に照らした評価を行うために設置する。
- ② 内容
モニタリング調査結果と調査マニュアルの評価の基準・指標に基づき、それぞれの保護林の評価を行う。
- ③ 検討委員会のメンバー
森林生態学、植物学、動物学等に関する学識経験者等

3 スケジュール（予定）

年 度	19年度												20年度 以 降	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
											検討委員会		計画樹立や管理に反映	調査の実施 検討委員会の開催
						委託事業の実施 モニタリング						モニタリング結果の整理		

4 実施

森林管理局が外部委託して実施することとし、署は現地情報の提供等を行うこととする。